

# 現場説明書

1 工事名 7工区佐野第1排水区合流管更生工事  
2 監督員 技術部 下水道管渠課

## 説明事項

### 1. 入札等に関する事項について

- (1) この工事の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、工事請負契約書又は工事請負請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の上下水道局契約規程によりその例によることとされている契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は工事場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

### 2. 契約の保証について

契約の保証 要 ~~不要~~  
契約の保証を付す場合は、落札者は、契約書等の案を提出するとともに、次の各号のいずれかの書類を提示又は提出すること。ただし、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とすること。

- (1) 契約保証金の納付を証する領収書
- (2) 契約保証金に代わる担保としての国債又は地方債等
- (3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、横須賀市上下水道事業管理者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証書
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証証券
- (5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の証券

### 3. 前払金について

前払金 する ~~しない~~  
前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

### 4. 中間前払金について

中間前払金 する ~~しない~~  
中間前払金を受けようとする場合は、申請手続が必要なので、要件を満たした旨を申し出ること。

### 5. 部分払について

部分払 する( ~~一回以内~~ ) ~~しない~~

### 6. ~~継続事業に係る工事の各会計年度別支払限度額及び前払金について~~

- ~~(1) 継続事業に係る工事の各会計年度における請負代金額の支払限度額及び前払金の上限割合は、次のとおりである。~~

会計年度	支払限度額 <small>(請負代金額に対する割合)</small>	前払金の上限
<del>初年度( <del> </del>年度)</del>	<del> <del> </del> %</del>	<del>支払限度額 <del> </del> 請負代金額の <del> </del> %</del>
<del>第2年度( <del> </del>年度)</del>	<del> <del> </del> %</del>	<del>支払限度額 <del> </del> 請負代金額の <del> </del> %</del>
<del>第3年度( <del> </del>年度)</del>	<del> <del> </del> %</del>	<del>支払限度額 <del> </del> 請負代金額の <del> </del> %</del>

- ~~(2) 各会計年度における請負代金額の支払限度額は、請負者決定後工事請負契約書を作成するまでに請負者に通知する。~~

## 7. 契約に関する事項について

### (1) 設計図書関係

- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。

### (2) 提出書類関係

- ア 請負代金内訳書 ~~要提出(契約締結後7日以内)~~  
提出不要
- イ 工 程 表 要提出(契約締結後7日以内)  
~~提出不要~~
- ウ 着 手 届 着手後5日以内に提出すること。
- エ 現場代理人及び主任技術者等届 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。
- オ 下請負関係書類 下請負を発注の都度、下記書類の写しを提出すること。
  - ・ 施工体制台帳
  - ・ 施工体系図
  - ・ 再下請負通知書（再下請負の発注がある場合）
- カ 直 営 工 事 届 下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

### (3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

### (4) 支給材料、貸与品関係

- ア 支 給 材 料 ~~あり~~ なし
- イ 貸 与 品 ~~あり~~ なし

### (5) 条件変更等の関係

工事の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

### (6) 設計変更等の関係

必要により工事内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により工事内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、工期の末に行う。

### (7) 部分引渡し関係

- 部分引渡し指定部分 ~~あり~~ なし

### (8) 火災保険等の関係

- 火災保険その他の保険の付保条件 ~~あり~~ なし

## 8. 現場代理人の常駐義務について

請負代金額が 500 万円以上の工事について現場代理人は常駐とするが、[横須賀市ホームページ](#) > [市政情報](#) > [入札・契約制度](#) > [入札制度（工事）](#) において、重複配置の特例がある場合は兼務することができる。

## 9. コリンズの登録について

請負者は、受注時又は変更時及びしゅん工時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、そのデータを直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) しゅん工時登録データの提出期限は、しゅん工後10日以内とする。
- (3) 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時としゅん工までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

## 10. 建設業退職金共済制度への加入について

- (1) 請負者は、建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)に加入するとともに、その対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 証紙購入状況等を把握するため、当初工事請負契約代金額が500万円以上の場合は、別に定める「建設業退職金共済関係提出書」(第1号様式(建退共))及び「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」(第3号様式(建退共))を工事しゅん工時に、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」(第2号様式(建退共))を工事請負契約締結後1箇月以内に監督員へ提出すること。

共済証紙を購入した場合は、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」(第2号様式(建退共))に掛金収納書(以下「収納書」という)を添付すること。

なお、当初工事請負契約金額が500万円未満の場合においても本市が証紙購入状況を把握する必要があると認めるときは、関係資料の提出を求める場合がある。

- (3) 正当な理由がなく建退共制度に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な請負者は、工事成績評定において考慮される事となる。
- (4) 下請契約における請負者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を請負代金中に算入するか、又は共済証紙の現物交付をすることにより、建退共制度加入並びに証紙の購入及び貼付の促進に努めること。
- (5) 前号における請負者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合は、元請負者に建退共制度加入手続及び建退共制度関係事務の処理を委託する方法もあるので、元請負者は積極的に受託するよう努めること。
- (6) 請負者は、工事現場に建退共制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識を掲示すること。

## 11. 施工計画書の提出について

### (1) 施工計画書の作成

請負者は、契約後監督員の指示に従って施工計画書を作成し、工事着手までに提出すること。ただし、次のいずれかに該当する工事については、施工計画書の記載内容を一部省略することができる。

ア 当初請負代金額が1,000万円未満かつ当初工期が90日以下の工事

イ 契約後、直ちに現場着手を要する等の緊急工事

### (2) 施工計画書の記載項目

施工計画書記載項目は、横須賀市ホームページ > 市政情報 > 契約・検査 > 検査・工事積算情報 > 検査情報に記載（施工計画書について）のとおりとする。ただし、請負者は、施工計画書の一部を省略した工事で、監督員が必要と指示した記載項目については追加すること。

### (3) 計画工程表の作成

請負者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

### (4) 実施工程との比較照査

請負者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに監督員へ報告すること。

## 12. ワンデーレスポンスの取り組みについて

(1) 本市では、請負者からの質問、協議に対して、基本的に「その日のうち」に回答するよう、ワンデーレスポンスに取り組んでいる。

なお、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

(2) 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、請負者は協力すること。

## 13. 中間及び抜打ち状況調査の実施について

中間状況調査又は抜打ち状況調査は、検査員が随時行う。この場合、請負者は調査に協力しなければならない。

## 14. 下請負者について

(1) 下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

(2) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対して法定福利費の内訳が明示された国の標準見積書等の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を含んだ契約を締結すること。

## 15. 一括下請けの禁止について

請負者は、本工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

## 16. 技術的事項について（別紙）

## 土木工事標準仕様書

本工事の仕様は、この標準仕様書に定められたもののほか、特記仕様書、下水道土木工事共通仕様書及び下水道土木工事施工管理基準によるものとする。

- 1 本工事の施工管理の方法、品質及び出来形の規定値は、神奈川県土木工事施工管理基準によるものとする。また、特に定めのない事項については、監督員の指示に従い施工管理を行うものとする。
- 2 本工事の使用材料のうち、公益社団法人日本下水道協会の認定工場制度における認定適用資器材に指定されているものについては、同協会の認定工場の製品をできる限り使用する。この場合において、工事請負者は、当該工場に出向き製品(品質等)の検査、試験、調査等を行う必要はない。なお、工事請負者は、当該製品に表示(刻印等)されている認定標章(マーク)を必ず確認する。
- 3 工事コストの表示について
  - (1) 契約金額(当初契約)が1,000万円以上の工事については、工事現場に設置する「工事標示板」に工事請負額を明示する。
  - (2) 工事請負額については、当初契約額のみを表示し、変更契約による増減については表示の変更を行わない。
  - (3) 表示する工事請負額は、万円単位など分かりやすい単位とする。
- 4 下水道事業PR看板の設置について
  - (1) 一般住民への下水道事業に対する認識を高めるために、工事箇所にはPR看板を設置する。
  - (2) PR看板は、工事用表示板に準じた構造(横1.10m、縦1.40m)とし、イラストステッカー、標語ステッカー、市名及び請負者名ステッカーを貼り付ける。ただし、市名及び請負者名については直接表示板に書き入れてもよい。
  - (3) 看板は、各工事箇所に2箇所以上設置する。
  - (4) 看板等の購入は請負者が行い、請負者の所持品として使用管理する。
  - (5) イラストステッカー、標語ステッカーの購入にあたっては本市上下水道局監督員(以下「局監督員」という。)と協議する。
  - (6) ステッカーの貼り付け位置は、上部に標語、中間にイラスト、下部に市名及び請負者名とする。なお、大きさは、イラストが横728mm、縦1,030mm、標語が横728mm、縦100~200mm、市名及び請負者名を直接表示板に書き入

れる場合は、この寸法に準じたものとする。

(7) 看板の下地は、イラスト等にマッチした色彩のものとし、ステッカーの貼り付けに合う材料のものを使用する。

~~5 コンクリートコアの強度試験、アスファルトコアの締固め度及び粒度試験等については、公的試験機関において実施するものとする。なお、局監督員が承諾した場合は、その他の試験機関において実施することができる。~~

~~6 主本コンクリート構造物を築造するに当たっての品質確保については、平成14年3月27日付け技管第144号神奈川県県土整備部長通知「主本コンクリート構造物の品質確保について」によるものとする。~~

7 騒音・振動等の建設公害には十分注意し、第三者に損傷事故等を与えないよう事故防止に努める。なお、建設公害防止上必要な処置については請負者の負担とする。

8 児童・生徒が通学する際には、特に注意して施工する。なお、作業終了後の保安設備を十分に行い、事故がないよう注意する。

~~9 残土(土砂)の搬入条件、処分費等の情報は、技術部下水道管渠課に問い合わせる。~~

~~10 請負者は、本工事から建設発生土を100m<sup>3</sup>以上搬出する場合は、別紙様式により搬出前に搬出先市区町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する情報を通知するとともに、局監督員に報告しなければならない。~~

11 請負者は、雨水が流入する管路及び流入するおそれがある管路の内部においての作業で、事前の気象情報等により、相当の降雨が予想される場合は、原則として、当日の作業は中止としなければならない。また、作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、直ちに対処できるような対策を講じておかななければならない。

12 請負者は、資機材等を誤って管きよ内に流さない対策を実施すること。また、流出してしまった場合、ただちに局監督員に報告しなければならない。

13 安全訓練等の実施について

- (1) 本工事の施工に際し、現場に即した安全訓練等について、工事着手後、原則として、作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、次の項目から実施内容を選択し、安全訓練等を実施しなければならない。
  - ア 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
  - イ 本工事内容等の周知徹底
  - ウ 土木工事安全施設技術指針等の周知徹底
  - エ 本工事で予想される事故対策
  - オ その他安全訓練等として必要な事項
- (2) 施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全訓練等の具体的な計画を作成し、局監督員に提出する。
- (3) 安全訓練等の実施状況は、ビデオ等及び工事日報に記録し、報告する。

~~14 地盤変動影響調査等については、別に定める「工事損傷家屋等復旧補償業務の手引き」によるものとし、熟練した専門業者に委託する。~~

15 工事車両等の出入りについては、交通誘導警備員を適切に配置し交通機関等に支障を来さないようにする。

16 請負者は、公害発生の予想される地点、工法については、事前に対策を検討し、局監督員と協議の上、それらを施工計画書に明示する。

17 工事現場の管理は、関係法規に従い、作業員その他出入者の監督、風紀及び衛生の取締り並びに火災、盗難、その他の事故防止について十分注意する。

18 本工事の現場管理費には、法定外の労災保険の経費を含んでいるので、その写しを提出する。

19 工事施工上必要な官公署等に対する手続き及び交渉等は、本市上下水道局が対応する必要があると認める以外は、請負人が緊密に連絡を取り十分な協調を保つとともに、工事現場付近の市民に対する工事のPRを行う。

~~20 本工事の設計土、埋戻し土に改良土を使用している場合、現場発生土砂を改良プラントに搬入する際、ゴミ、アスファルト塊、コンクリート塊類等を混入してはならない。~~

~~21 請負者は、改良土(再生土砂)に関し、搬入・搬出の最終実績量を確認したうえで、工事竣工検査までに土質改良プラント発行の残土・改良土搬入実績証明書~~

~~を受領し、竣工書類として提出しなければならない。~~

22 請負者は、工事の実施に当たり「建設副産物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書」に基づき作業を行う。

~~23 地球環境保全の観点から、本工事ではこれまで使用されていた熱帯材を原料とするコンクリート型枠用合板(熱帯材100%のもの)、代替型枠材料(鋼製型枠、針葉樹型枠、複合型枠等)へ転換することに積極的に取り組むものとし、熱帯材の保全に寄与することとする。~~

~~24 請負者は、代替型枠について、その工事の作業条件等により、請負者の責任と費用負担によって選択するものとし、選択した代替型枠について施工計画書に記載する。また、コンクリート型枠用合板(針葉樹型枠、複合型枠)を使用する場合は、塗装されたものを極力使用し、その型枠の転用増加を図るものとし、最終的な型枠材料の処理としては、できるだけ再利用等を図るなどして資源のムダ使いをなくすよう努める。~~

~~25 本工事に設計上、小口径推進工法を採用している場合は、次のことに留意する。~~

~~(1) 機種を選定に当たっては、土質等十分考慮の上選定するものとし、承諾願いをもって、局監督員の承諾を受けなければならない。~~

~~(2) 施工中は、蛇行状況を常にチェックし、異常があった場合は、その処置について局監督員と協議しなければならない。なお、蛇行に起因した問題解決にかかる費用については、原則として、請負者負担とする。~~

~~26 本工事に設計上、薬液注入工が計上されている場合は、昭和49年7月10日付け建設省技発第160号建設次官通知「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」、昭和52年4月21日付け建設省技発第157号建設次官通知「薬液注入工法の管理について」、同日付け建設省技発第158号建設次官通知「薬液注入工法の管理に関する通達の運用について」及び平成2年9月18日付け建設省技調発第188号の2の建設大臣官房技術調査官通知「薬液注入工事に係る施工管理等について」により、薬液注入工に係る調査、措置及び施工を行わなければならない。~~

~~27 汚水管渠の取付管については、公共ますを設置しないため目視できない場合において、排水設備の接続時に不良が判明したときは、本管工事の施工者~~

~~がその責を負うものとする。なお、各戸の汚水取付か所申請書には、次の写真を添付しなければならない。~~

~~(1) 掘削・配管完了時点埋戻し前の写真(地上の目標物との位置関係が分かるもの)~~

~~(2) 標示ピン設置後の写真(上記(1)と同じ位置であることが分かるもの)~~

28 本工事の仕様書に基づいてバックホウ、ブルドーザ（ディーゼルエンジン出力7.5Kw以上260Kw以下）を使用する場合には、排出ガス対策型かつ低騒音型を使用する。なお、リース会社等の実情により、これを使用し難いときは、局監督員と協議するものとする。

29 交通誘導警備員について

- (1) 一般交通の支障となる箇所には、交通誘導警備員を配置し、交通安全に努めなければならない。この箇所において、夜間管渠布設工事及び夜間路面復旧工事を行う場合は、交通誘導警備員を配置し、交替要員を配置する。
- (2) 歩道部及び交差点等における施工に当たっては、現場の実状、施工方法等により、これに対応する交通誘導警備員を配置する。
- (3) 地元及び交通管理者等により変更が生じた場合には、別途協議するものとする。

30 請負者は、公共下水道施設引継要領に基づき、しゅん工図を作成し、工事完成時に提出しなければならない。

~~31 標示ピンの設置について~~

~~(1) 設置位置は、官民境界付近に設置する。~~

~~(2) 設置方法は、ドリルで下穴を開け、所定の接着剤を十分行き渡るよう流し込み接着させる。~~

~~32 アスファルト混合物事前審査制度について~~

~~(1) 請負者は、財団法人道路保全技術センターが定めるアスファルト混合物事前審査制度に基づき認定を受けたアスファルト混合物製造者のアスファルト混合物を使用する場合は、同センターが当該アスファルト混合物製造者に対し交付した認定書の写しを局監督員に提出することで、品質管理に関する基準試験等を省略することができる。~~

~~(2) 工事の施工及び施工管理については、局監督員の指示による。~~

~~33 現場密度の測定について~~

~~下層路盤、上層路盤及びアスファルト舗装が 300 m<sup>2</sup>未満の工事は、原則として異常が認められた場合のみ、現場密度の測定を行うものとする。~~

34 工事写真について

- (1) 撮影器具はデジタルカメラの使用を基本とする。
- (2) 35mmフィルムカメラの使用は、デジタルカメラ、専用ソフト等が用意できないなどで対応できない場合とする。

35 下水道工事設計標準図は、最新版を使用する。

36 無石綿（アスベスト）化への対応

使用する建材は、石綿を原材料としていないものを用いて施工すること。  
又、下請負者を使用する場合は、同様の内容を周知し、徹底を図ること

37 本工事に設計上、可とう継手を採用している場合、使用する継手は原則として公益社団法人日本下水道協会又は、これと同等以上の公的機関における技術審査証明を得た製品とし、屈曲性、伸縮性、離脱防止性に優れ、かつ接合部は地下水等の浸入しない構造で、十分な可とう性を有するものとする。

~~38 舗装版切断時に発生する濁水の処理について~~

~~(1) 請負者は、産業廃棄物の汚泥の処分業許可を得ている業者と委託契約を締結しなければならないものとする。~~

~~また、請負者が、自ら運搬を行う場合を除き、産業廃棄物の汚泥の収集運搬業許可を得ている業者と委託契約を締結しなければならないものとする。~~

~~(2) 請負者は、施工計画書に舗装版切断時に発生する濁水の収集・運搬・処分に関する計画書、請負者と処分業者とで締結した委託契約書の写し及び処分業者の許可証の写しを添付すること。~~

~~また、請負者が濁水の収集運搬を委託した場合は、請負者と収集運搬業者とで締結した委託契約書の写し及び収集運搬業者の許可証の写しを添付すること。~~

~~なお、請負者は、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。~~

~~(3) 上記内容について疑義が生じた場合は、別添監督員と協議するものとする。~~

39 施工パッケージ型積算方式を採用する積算単価の算出については、神奈川県  
の算出方法に基づき行っている。

~~40 別途発注される測量業務について~~

~~(1) 請負者は、本工事施工前に測量業務受託者と契約後速やかに打合せを行い、請負者が責任をもって測量の工程が記入された実施工程表を作成すること。~~

~~(2) 請負者は、工事に伴い境界標等の移設（撤去）が生じた場合は、引照杭を設け、測量業務委託受託者の確認を受けること。~~

~~(3) 測量業務受託者の行う境界標などの移設及び復元に際しては、原則として現場代理人が立ち会って確認すること。~~

41 しゅん工検査時に必要な書類について

横須賀市のホームページの「土木工事関係書類一覧表」を参照し、作成すること。

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5510/doboku-koujikankeisyorui-itiran.html>

なお、上記一覧表以外の書類については、監督員と協議したうえ、決定すること。

42 施工後、工事検査前に下水を通水する場合がある。

43 工作物の石綿事前調査について

(1) 既設管渠および既設人孔等の解体、改造、または補修する場合、石綿障害予防規則および大気汚染防止法施行規則に基づき、工事着手前に石綿事前調査を実施すること。

なお、報告は「石綿事前調査報告システム」によることを標準とする。

(2) 事前調査の結果を監督員へ書面にて報告するとともに、工事現場周辺に提示すること。

(3) 工作物に対する石綿含有の分析調査等が必要と判断される場合は、別途監督員と協議すること。

(4) 調査結果の提示例等の情報については、本市ホームページを参照すること。

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4120/asubesuto.html>

## 土木工事特記仕様書

本仕様書は「土木工事標準仕様書」に定める特記仕様書とする。

- 1 本工事施工の際には、近隣住民、関係企業等との調整を緊密にする事。
- 2 本仕様書に記載されていない事案が生じた場合、事前に局監督員と協議のうえ承諾を得て施工するものとする。
- 3 暑さ指数(WBGT)31以上の作業時間帯（8時から17時）は、不稼働として策定している。

# 本管更生工事（複合管）特記仕様書

## 第1節 一般事項

- 1.1 本仕様書は、下水道本管を複合管の製管工法により更生させる工事に適用するものである。また、本仕様書に特に定めのない事項については、土木一式工事（下水道）標準仕様書、本市下水道土木工事共通仕様書及び「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2017-年版（公社）日本下水道協会発行」によるものとする。請負者は、工法を採用するにあたっては公的機関の審査証明を得た工法であり、構築方法にかかわらず現場の施工条件に適合する工法及び「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン -2017-年版（公社）日本下水道協会発行」で示す「要求性能」に適合する工法としなければならない。

## 第2節 施工の条件

- 2.1 請負者は、工事の着手に当たって現地調査を行い、以下の施工現場の条件事項について確認しなければならない。
- (1) 道路状況
  - (2) 道路使用許可条件
  - (3) 周辺環境
  - (4) 進入路状況
  - (5) 気象・気温
  - (6) 仮排水
  - (7) 施工時間規制
  - (8) 排水条件
  - (9) 流下水量・水位
  - (10) 地下水位
- 2.2 請負者は、作業にあたっては、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意しなければならない。
- 2.3 請負者は、作業にあたり仮締切を必要とする場合は、本市上下水道局監督員（以下「局監督員」という。）の承諾を得なければならない。この仮締切は、上流に溢水が起きない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるも

のとする。

- 2.4 請負者は、事前の気象情報等により降雨が予想される場合は、気象条件に十分注意を払い、雨、出水、地震等が発生した場合は、直ちに対処できるような対策を講じること。
- 2.5 請負者は、住宅地内のます蓋や住宅付近のマンホール蓋を開放する時や管路内清掃作業で悪臭発生のおそれのある時は事前に付近の住居者、店舗等に対して作業状況をよく説明し理解を得たうえで、できるだけ影響のないよう窓閉めなどの対策を依頼してから作業を開始すること。
- 2.6 請負者は更生管の切断処理等では粉じんが発生するため、作業員は防じんマスク、防じんメガネを着用し、集じん機等で対策を行うこと。
- 2.7 請負者は、マンホール内及び管きょ内部で作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガス等の有無を作業開始前と作業中は常時監視し、換気等事故防止に必要な措置を講じなければならない。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は記録保存し、局監督員が提示を求めた場合はその指示に従うものとする。
- 2.8 請負者は、管きょの更生に先立ち、既設管きょ内を洗浄するとともに既設管きょ内を目視によって調査しなければならない。調査の項目は、既設管径、延長、管種、取付管突出し処理、浸入水処理、木根等処理、モルタル除去とし、その結果をまとめ、局監督員に提出しなければならない。
- 2.9 請負者は、作業箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異常を発見したときは速やかに局監督員に報告するものとする。なお、破損等の状況により管更生工の施工ができない場合は、速やかに局監督員に報告し、布設替等について協議するものとする。
- 2.10 請負者は、既設管調査の結果、事前処理工の必要がある場合には、局監督員と協議し、管きょ更生工事に支障しないように切断・除去等により処理しなければならない。
- 2.11 「重要な幹線等」については、レベル1地震動に対して設計流下能力を確保し、かつ、レベル2地震動に対して流下機能を確保すること。また、

「その他の管路」については、レベル1地震動に対して設計流下能力を確保すること。

### 第3節 更生管の仕様

#### 3.1 更生管の構造仕様

請負者は、工事の設計条件と次の条件に基づき更生管の構造計算を行い、その結果が確認できる資料を作成して、局監督員に提出し承諾を得てから施工すること。

- (1) 既設管きよの残存強度を勘案し、既設管と更生材が構造的に一体として、新管と同等以上の耐荷性能及び耐久性等を有すること。
- (2) 荷重は鉛直土圧、水平土圧、活荷重、自重、水圧等を適切に組み合わせて設定する。
- (3) 更生管の構造計算

更生管の構造計算は終局耐力を評価できる限界状態設計法によることとする。ただし、JSWAS A-1の外圧試験に基づき申告値以上又は新管と同等以上の耐荷能力が確認できる場合はこの限りではない。

#### 3.2 更生管の要求性能

更生管きよに求められる要求性能は下水道管きよが有すべき基本的機能と同等であり、品質確保においては、施工技術が現地条件に適合し適切に施工することが重要である。このため、以下の(1)～(6)の条件に満たすものとして、これらについて公的審査証明機関等の審査証明を得たもの又はこれと同等以上の品質を有すること。

##### (1) 耐荷性能

1) 複合管断面の破壊強度及び外圧強さは、以下の何れかの方法に基づいた強度を確保する。

- ① 複合管に対して、既設管の劣化状態等を反映し、更生後の複合管の終局耐力を評価できる限界状態設計法により照査を行い、申告値以上又は新管と同等以上の強度を確保する。
- ② 既設管が鉄筋コンクリート管の場合、複合管に対する JSWAS A-1の外圧試験に基づき、申告値以上又は新管と同等以上の強度を確保する。ここで、供試体となる複合管は鉄筋コンクリート管（新管）を破壊状態まで載荷した後、これを更生したものとする。

##### 2) 充填材の圧縮強度

充填材は、既設管と更生管との間隙を十分充填でき、硬化収縮がなく

既設管との付着力が高いものを使用する。充填材の圧縮強度は、「JSCE-G521 又は JSCE-G505」等による圧縮試験に基づき、申告値（設計保証値）以上を確保する。

3) 充填材のヤング率

充填材のヤング率は、「JIS A 1149」による試験に基づき、申告値以上を確保する。

(2) 耐久性能

1) リング剛性（ら旋巻管）

リング剛性は、構造計算に必要がない場合は不要である。

ら旋巻管の表面部材（鋼材含む）に剛性を期待する場合に（リングとは異なるら旋巻の管の剛性特性を適切に評価するために）必要となる性能である。円形管を対象とし、ISO 9969 の試験により申告値以上かつ 0.5KPa 以上であることを確認。

2) クリープ比（ら旋巻管）

リング剛性と同様に、構造計算に必要がない場合は不要である。

ら旋巻管の表面部材（鋼材含む）に剛性を期待する場合に（構造部材として長期性能を確認するために）必要となる性能である。

ら旋巻管の表面部材のクリープ比（50 年値）は、ISO9967 による試験に基づき、申告値以上かつ 2.5 以上を確保する。

3) 接合部引張強さ（ら旋巻管）

ら旋巻管の接合部引張強さは、JIS A 7511 による試験に基づき、申告値以上を確保する。なお、試験は各工法で必要とされる方向で行う。

4) 接合部の接合強さ（組立管）

組立管の接合部接合強さは、JIS A7511 に基づき、申告値以上を確保する。

5) 耐薬品性

耐薬品性は、表面部材の材料に応じて、下記に示す試験方法に基づき、規格値以内を確保する。

表面部材	試験方法
ポリエチレン系樹脂	JSWAS K-14による耐薬品性試験 (質量変化度が±0.2mg/cm <sup>2</sup> 以内)
塩化ビニル系樹脂	JSWAS K-1による耐薬品性試験 (質量変化度が±0.2mg/cm <sup>2</sup> 以内)

6) 耐摩耗性

耐摩耗性は、JISK7204、又は JISA1452 等による試験に基づき、硬質塩化

ビニル管（新管）の摩耗試験結果と表面部材の摩耗量を比較し、同等程度の耐摩耗性を確保する。

7) 水密性

水密性は、JSWASK-2 による試験に基づき、内外水圧（0.1MPa 以上：3 分間保持）に対する水密性（漏水なし）を確保する。

8) 一体性

JISA1171 に準じた試験を実施し、母材破壊の確認により、既設管と充填材が界面剥離せず一体性が確保されていることを確認する。

(3) 耐震性能

「下水道施設の耐震対策指針と解説-2014-年版（公社）日本下水道協会発行」における、差し込み継手管きよ、ボックスカルバート等の考え方を勘案し性能照査を行い、継手部の屈曲角及び抜け出し量が許容値以内であることを確保する。耐震計算により継手部の照査が困難な場合は、耐震実験による表面部材等の継手部の照査を行い{(地盤の永久ひずみ 1.5%による抜け出し) + (スパン長 30m、沈下量 30cm) を想定した変形を発生させ、内水圧 0.1MPa の条件下で 3 分間保持する}、接合部が外れずかつ水密性を保持する。

(4) 水理性能

必要な水理性能（原則として粗度係数 0.010 以下）を確保。

(5) 環境安全性能

粉じん対策（大気汚染防止法等）、臭気対策（労働安全衛生法、悪臭防止法）、騒音・振動対策（騒音及び振動規制法）、その他充填材の余剰排出が行われる場合、水質基準を遵守すること。

(6) その他

既設管の内面状況、延長、管種、断面について施工可能性の確認。

#### 第 4 節 耐震対策

- 4 本工事のマンホール接続部耐震化工法については、公的機関の審査証明が確認できる工法とする。施工前に施工箇所別で工法が分かる資料を局監督員に提出し承諾を得てから施工すること。

#### 第 5 節 施工計画

- 5.1 請負者は、選定した工法の技能講習を受け合格した有資格者等の施工を熟知した技術者（主任技術者または監理技術者との兼務可）を当該作業中は現場に常駐させなければならない。
- 5.2 請負者は、取付管口の穿孔等の施工作業にあたるものとして、実技研修を伴う技能講習を修了した有資格者等の施工を熟知した技術者を選任しなければならない。
- 5.3 請負者は、採用する管きょ更生工法が、更生管きょに必要な構造で、流下能力を満足していることが確認できる書類（構造計算書、施工前後の流下能力比較計算書等）、および公的機関における審査証明を施工計画書に記載しなければならない。
- 5.4 請負者は、採用する管きょ更生工法および更生管マンホール接続部耐震化工法に定められている、施工手順、管理項目、管理手順、管理値および管理基準等を施工計画書に記載しなければならない。
- 5.5 請負者は、準備工、及び地先排水の水替え等についても、工事着手前に、現場の機器設置スペースやマンホール、ますの位置を確認し、使用する主要資機材、仮設方法について、施工計画書に記載しなければならない。
- 5.6 請負者は、工事着手前に局監督員と協議のうえ地元住民に工事の内容を説明し、理解と協力を求め、工事を円滑に実施しなければならない。

## 第6節 施工管理

- 6.1 請負者は、工事を安全に実施し、かつ、品質を確保するために、スパンごとに、工程、安全・衛生、施工環境について適宜、局監督員と協議を行い十分な管理を行わなければならない。
- 6.2 請負者は、作業開始後は作業時間内に通水まで完了させなければならない。

## 第7節 品質管理

7.1 請負者は、工事着手前に、使用する更生材料等の品質を確認するため、適正な管理下で製造されたことを証明する資料を局監督員に提出しなければならない。また、請負者は、局監督員の指示により物性試験を行い、その結果を提出しなければならない。

7.2 請負者は、次の項目について適切に管理しなければならない。

### (1) 製管タイプ

- ① かん合継手部分等の状態の確認
- ② 充填材の性状の確認
- ③ 充填材の圧縮強度等の確認
- ④ 充填材の注入圧力の管理
- ⑤ 充填材の注入量の管理
- ⑥ 完全充填の確認

7.3 管更生の施工時には、管きよ更生時（充填材注入時）に当該材料を採取して別途成型した供試体（既設管径に応じた採取頻度で採取）を使用し、所定の日数経過の後、発注者の認めた一般財団法人を含む公的試験機関や ISO/IEC17025 認定試験所で充填材の圧縮強度試験を行い、構造計算に用いた設計基準強度等を確保していることを確認し、その試験結果を局監督員に提出しなければならない。

試験費用については、共通仮設費（率計上）に含まれるものとする。

### 施工時に確認すべき試験（圧縮強度）

工場認定制度（Ⅱ類）	無し	有り
圧縮強度試験(充填材) ※	実施（1回/100m） 既設管 800mm 以上は 注入日毎に 1 回	実施（1回/100m） 既設管 800mm 以上は 注入日毎に 1 回

※試験は JSCE-G521（プレキャストコンクリートの注入モルタルの圧縮強度試験）または JSCE-G505（円柱供試体を用いたモルタル又はセメントペーストの圧縮強度試験方法）等に準じる。

7.4 管更生のしゅん工時には、実際に現場で更生した更生管きよのマンホール管口に突き出た表面部材を採取し、発注者の認めた一般財団法人を含む公的試験機関や ISO/IEC17025 認定試験所で耐薬品性試験を行い、基準値を満足することを確認し、その試験結果を局監督員に提出しなければならない。試験費用については、共通仮設費（率計上）に含まれるものとする。

ただし、日本下水道協会のⅡ類資機材として登録されている工法については、認定工場制度における認定工場からの検査証明書類を別途提出することにより、しゅん工時の耐薬品性試験を省略することができる。

#### しゅん工時に確認すべき試験

工場認定制度（Ⅱ類）	無し	有り
耐薬品性試験	実施※（工法毎）	

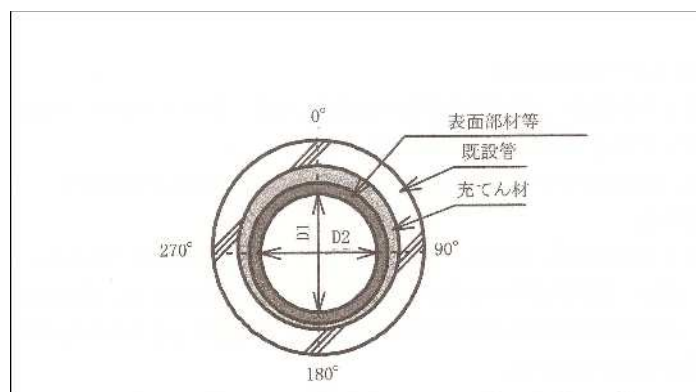
※使用材料に応じて、JSWAS K-1（塩ビ系）、JSWAS K-14（ポリ系）に準じ、それぞれに規定している耐薬品性試験を実施する。

試験液：蒸留水、10%塩化ナトリウム水溶液、30%硫酸、40%水酸化ナトリウム水溶液

試験結果の基準【質量変化度 $\pm 0.2\text{mg}/\text{cm}^2$ 以内】

### 第8節 出来形管理

- 8.1 請負者は、更生管きよの出来形を把握するため、更生管きよ内径(高さと同幅)、延長を計測しなければならない。延長については、マンホール中心間距離からマンホール内径の $1/2$ を引いた距離とする。更生管きよ内径については、(図-1)に示す同じ測定位置で計測し、その記録を局監督員に提出しなければならない。



(図-1) 仕上り内径の測定位置

- 8.2 請負者は、更生工事完了後の更生管厚又は仕上り内径が適正であることを次の測定方法によって確認しなければならない。
- ①仕上がり内径の測定は、1スパンの上下流マンホールの管口付近で行う。人が入ることができる場合は、1スパンの中間部付近でも1ヶ所以上の仕上がり内径を測定する。
  - ②上下左右の充填材を含めた更生材は厚さが異なることから、更生管きよの内側の中央高さと同幅の2箇所ですり内径を測定する。
  - ③検査基準は、更生管内径の平均値が構造計算における設計更生管きよ内

径を下回らないこととする。流下能力は、設計で用いた水量（計画水量）以上の水理性能を確保しているものを適合とする。

- 8.3 請負者は、更生工完了時において管きよ内を洗浄し取付管穿孔片を除去した後、全スパンについて目視あるいは自走式テレビカメラにより外観検査を行わなければならない。なお、自走式テレビカメラの場合、取付管口においては必ず側視を行い状況を入念に確認しなければならない。
- 8.4 請負者は、更生管きよの変形、更生管きよの浮上による縦断勾配の不陸等の欠陥や異常個所がないことを確認し、その結果を局監督員に提出しなければならない。
- 8.5 請負者は、更生管きよと既設マンホールとの本管管口仕上げ部は、浸入水、仕上げ材のはく離、ひび割れなどの異常のないことを確認し、その結果を局監督員に提出しなければならない。また、管口付近に「管渠管理番号＋上(下)流」を明記して施工前後の写真が同じ場所であると確実にわかるようにすること。  
取付管口の穿孔仕上げ状態として、既存の取付管口形態と流下能力を確保し、新たに漏水、浸入水の原因となる状況を発生させていないことを確認する。
- 8.6 請負者は、工事記録写真等検査結果及びフィルムなどの記録を報告書に添付して局監督員に提出しなければならない。

## 第9節 提出書類

- 9.1 請負者は、工事完了時に標準仕様書で示す書類の他に以下の図書を局監督員に提出しなければならない。
- |                           |                   |
|---------------------------|-------------------|
| ①出来形平面図                   | ②本管用調査記録表         |
| ③事前調査集計表                  | ④内径測定出来形管理図または管理表 |
| ⑤材料表（納品伝票）                | ⑥施工管理             |
| ⑦品質性能試験報告書（更生材の製造証明書等を含む） |                   |
| ⑧充填材圧力・注入量管理              | ⑨酸素欠乏等の濃度測定記録表    |
| ⑩工事写真・映像記録(DVD)           | ⑪その他局監督員が指示したもの   |

## 第10節 その他

- 10.1 設計図書に特に明示していない事項であっても、作業上当然必要なものは、請負者の負担において処理するものとする。
- 10.2 本仕様書に記載されていない事案が生じた場合、事前に局監督員と協議のうえ承諾を得て施工するものとする。

## 工事における「環境に配慮した公共工事の推進」に関する特記仕様書

本工事の実施にあたっては、下記の項目についての現場での環境配慮の取り組みを積極的に推進することを心がけること。

なお、貴社がISO14001を取得している場合は、認証内容を監督員に説明し相互理解に努めること。

1. 地球温暖化防止、工事現場周辺住民への環境配慮に資するため、場内での車両のアイドリングストップ等に努めること。
2. 場内で発生する一般廃棄物や産業廃棄物について、分別を徹底し、資源として再利用できる物は再利用し、廃棄すべき物は適切な処理を行うこと。
3. 現場から搬出する建設副産物及び利用する資材については、建設副産物にかかる特記仕様書に従い、「再生資源利用（促進）実施書」にもれなく記載すること。
4. 現場で使用する資機材等は、設計図書及び「横須賀市グリーン購入調達方針」（横須賀市のホームページ <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0830/green/tyoutatu.html>）の品目を参考にする事。
5. 工事箇所の現場状況を充分考慮し、自然環境の保全に努めること。
6. 施工に際して、建設廃棄物の発生抑制を心がけること。  
また、建設発生木材、建設汚泥についても発生抑制、再利用の方法を検討し、できるだけ廃棄物が生じない工夫を行うこと。

横須賀市グリーン購入調達方針に基づく特定調達品目

<公共工事>

資 材	建設汚泥から再生した処理土	土工用水砕スラグ	銅スラグを用いたケーソン中詰め材
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	地盤改良用製鋼スラグ	高炉スラグ骨材
	フェロニッケルスラグ骨材	銅スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材
	再生加熱アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	中温化アスファルト混合物
	鉄鋼スラグ混入路盤材	再生骨材等	間伐材
	高炉セメント	フライアッシュセメント	エコセメント
	透水性コンクリート	鉄鋼スラグブロック	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
	下塗用塗料(重防食)	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	高日射反射率塗料
	高日射反射率防水	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)
	バーク堆肥	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	LED道路照明
	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	セラミックタイル	断熱サッシ・ドア
	製材	集成材	合板
	単板積層材	直交集成板	フローリング
	パーティクルボード	繊維版	木質系セメント板
	木材・プラスチック再生複合材製品	ビニル系床材	断熱材
	照明制御システム	変圧器	吸収冷温水機
	氷蓄熱式空調機器	ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	送風機
	ポンプ	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	自動水栓
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	大便器	再生材料を使用した型枠
	合板型枠		
建設機械	排出ガス対策型建設機械	低騒音型建設機械	
工 法	低品質土有効利用工法	建設汚泥再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法
	路上表層再生工法	路上再生路盤工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法
	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法		
目的物	排水性舗装	透水性舗装	屋上緑化

# 建設副産物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書

本特記仕様書は、建設副産物についての取扱い及び建設副産物実態調査に関する事項を定めるものであり、横須賀市が発注する工事に適用する。

## I. 総則

### 1 用語の定義

本特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 土木建築に関する工事をいう。
- (2) 建設副産物 建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (3) 建設廃棄物 建設副産物のうち廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものをいう。
- (4) 建設資材 土木建築に関する工事に使用する資材をいう。
- (5) 建設資材廃棄物 建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったものをいう。
- (6) 建築物等 建築物その他の工作物をいう。
- (7) 解体工事 建築物にあつては、当該建築物のうち構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいい、建築物以外の工作物にあつては、当該工作物の全部又は一部を取り壊す工事をいう。
- (8) 新築工事等 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事をいう。
- (9) 分別解体等
  - ア 解体工事の場合は、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為をいう。
  - イ 新築工事等の場合は、当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為をいう。
- (10) 再資源化
  - ア 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分(再生することを含む)に該当するもので次に掲げる行為をいう。
  - イ 資材又は原材料として利用することができる状態にすること。
  - イ 燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にすること。
- (11) 対象建設工事 建設リサイクル法に規定する対象建設工事をいう。
- (12) 建設発生木材等 建設工事(工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。)に伴って副次的に得られた解体木くず、伐木材、伐根材その他の木材が廃棄物になったものをいう。
- (13) 建設リサイクル資材 「神奈川県県土整備局公共工事グリーン購入調達基準」の別表第7に定める認定対象品目の資材をいう。
- (14) 再生資源利用促進計画(実施)書 資源有効利用促進法に規定する再生資源利用促進計画(実施状況)をいう。
- (15) 再生資源利用計画(実施)書 資源有効利用促進法に規定する再生資源利用計画(実施状況)をいう。

## II. 建設副産物適正処理・再資源化に関する事項

工事の施工等にあたっては、まず建設副産物の発生抑制に努め、発生したものについては再使用、再生利用を徹底し、そして熱回収が可能なものは熱回収を行うことを基本として取り組むこととし、このための施工方法及び建設資材の選択等については積極的に提案すること。

### 1 施工前に取り組む事項

建設副産物の発生抑制、分別解体等、再資源化等の中心的役割を担う者として、建設業法、建設リサイクル法その他の法令を遵守するとともに、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備等を行うこと。

#### 《管理及び施工体制の整備》

- (1) 工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にし、廃棄物処理計画の作成に努めること。
- (2) 請負代金の額が100万円以上(税込)の場合には、次の事項を行うこと。
  - ア 次項Ⅲ. に基づき建設副産物情報交換システムに工事情報を登録すること。
  - イ 建設副産物情報交換システムから出力する等をして、「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書に添付するとともに、監督員に提出して説明すること。
  - ウ 上記イで作成した内容に変更が生じたときは、速やかに再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を変更し、その変更内容を監督員に速やかに報告すること。
  - エ 再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書は、公衆の見えやすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
- (3) 体積が500m<sup>3</sup>以上ある建設発生土を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合には、資源有効利用促進法に規定する「確認結果票」を作成し、上記イ、ウ及びエと同様に行うこと。
- (4) 対象建設工事においては、契約前に発注者に提出した「説明書」を施工計画書に添付すること。
- (5) 再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書及び廃棄物処理計画等の内容については、現場担当者の教育、協力業者に対する周知徹底と明確な指導を行うこと。

#### 《下請契約》

- (6) 工事の一部を下請発注し、生じた建設廃棄物を処理委託する場合は個別に直接処理委託の契約をすること。
- (7) 分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に努めること。
- (8) 対象建設工事にあつては、発注者に提出した「説明書」の内容を下請負人に告げるとともに、分別解体等の計画等に沿った施工、特定建設資材廃棄物の再資源化について指導を徹底すること。
- (9) 対象建設工事の下請契約には、建設業法による事項の他、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を記載すること。
- (10) 解体工事を下請けさせる場合は、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る許可業者又は、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録業者に発注すること。  
ただし、解体工事業登録業者は請け負うことができる工事の規模に制限があるので注意すること。

#### 《事前調査等》

- (11) 対象建設工事においては、建設工事の着手に先立ち対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等の調査を行うこと。
- (12) 調査結果に基づき、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出や付着物の除去など適正な工事を実施するための措置を講ずること。

## 《再生品の利用》

(13) 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材については、利用用途に応じた品質等を考慮した上で、次の事例を参考とし、可能な限り利用すること。

ア 道路等の舗装の路盤材、建築物の砂利・砂・割り石等の材料は、原則として、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づく神奈川県県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場から再生砕石等を調達すること。ただし、再生砂(RC-10)の利用に当たっては、製造者側から試験結果報告書入手し六価クロムに係る環境基準の適合確認をした上で、監督員に報告書を提出し、確認を受けることとする。

なお、請け負った工事において再生砕石等を使用する場合は、上記要領に基づき、購入先その他の建設リサイクル資材の利用に関する内容(再生資源利用計画書)を記載した施工計画書に当該指定工場の材料試験成績書を添えて、監督員に提出すること。

イ 建築工事の内装材等及び道路舗装材には、「工事における「環境に配慮した公共工事の推進」に関する特記仕様書」を参考に、パーティクルボードや再生加熱アスファルト混合物等の利用に努めること。

ウ この他、コンクリート型枠材としてのパーティクルボード(ストランドボード)等エンジニアードウッドの利用、法面の緑化材、雑草防止材等としての再生木質マルチング材等の利用を積極的に提案すること。

## 2 施工に関する事項

分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法、労働安全衛生法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例等関係法令の遵守を徹底するとともに、アスベスト、CCA処理木材、フロン類、非飛散性アスベスト、PCB等の取扱いには十分注意し、有害物質等の発生抑制及び周辺環境への影響の防止を図ること。

## 《発生抑制》

(1) 端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択等について、次の事例を参考にして、積極的な提案を行うこと。

ア 解体時において再使用が容易に行える施工方法の採用

イ 耐久性の高い建築物等の建築等

ウ 使用済コンクリート型枠の再使用

エ コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の現場内破砕による路盤材等への再生利用

オ 建設汚泥の現場内での脱水、固化等による盛土材等への再生利用

## 《分別解体等》

(2) 建設業者にあつては主任技術者(監理技術者)、解体工事業登録業者にあつては技術管理者を設置するとともに、工事の現場に標識を掲げること。

(3) 建設副産物を、次の区分に留意して、種類ごとに分別しつつ工事を施工するよう努めること。

ア 建設廃棄物と建設発生土

イ 一般廃棄物(飲料の空缶や弁当がら、刈草等)と産業廃棄物(伐木材・伐根材等)

ウ 特別管理産業廃棄物(飛散性アスベスト廃棄物等)と再資源化できる産業廃棄物

エ 安定型産業廃棄物(がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくず等)と管理型産業廃棄物(燃え殻、木くず、廃石膏ボード等)

(4) 対象建設工事においては、分別解体等の計画等に定める、工事工程の順序、当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法により、現場において、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等をその種類ごとに確実に分別しつつ施工すること。

## 《再資源化等》

- (5) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等、建設発生土は、再生資源利用促進計画書に基づき、再資源化施設等に搬出するとともに、再生資源の活用に努めること。(再生資源利用促進計画書については、Ⅲ.を参照)
- (6) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、原則として神奈川県県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場へ搬出すること。  
その際には、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づき、搬出先その他のコンクリート塊等の再資源化に関する内容(再生資源利用促進計画書)を記載した施工計画書を監督員に提出するなど、所定の手続きを取ることに。
- (7) 建設発生木材等は、原則として神奈川県県土整備局の指定事業者の指定施設へ搬出すること。  
その際には、「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」に基づき、搬出先その他の建設発生木材等の再資源化に関する内容(再生資源利用促進計画書)を記載した施工計画書を監督員に提出するなど、所定の手続きを取ることに。
- (8) 体積が500m<sup>3</sup>以上ある土砂を搬入した場合には、速やかに資源有効利用促進法に規定する「受領書」を搬入元の元請業者等に交付すること。
- (9) その他の建設廃棄物(特定建設資材廃棄物以外の廃棄物、対象建設工事でない工事による建設廃棄物)についても、可能な限り分別解体等を実施し、再資源化等に努めること。

## 《適正処理》

- (10) 廃棄物を処理する場合には、元請業者は、排出事業者として自らの責任において、廃棄物処理法等関係法令に基づき、可能な限り現場で減量化した後に適正に処理すること。
- (11) 廃棄物の処理を委託する場合には次の事項に留意すること。
  - ア 運搬と処分についてそれぞれの許可業者と各々委託契約すること。また、吹き付けアスベスト除去工事等に伴い発生する飛散性アスベスト廃棄物等の特別管理産業廃棄物はその専門業者に委託すること。
  - イ 適正な委託契約を行わない状況で、受託者が不法投棄等を行った時には、委託基準違反として委託者にも責任が及ぶことになるため、適正な委託費用をもって適切な委託契約を行い、併せて契約内容を確実に履行するよう関係者を指導監督すること。
  - ウ 産業廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、最終処分(再生を含む。)が完了したことを確認すること。

## 3 施工の完了後に行う事項

- (1) 再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を作成した工事にあつては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)と照合した上で実施状況を記録し、建設副産物情報交換システムから出力する等をして、「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を作成し、監督員に提出するとともに、その内容を報告すること。
- (2) 再生資源利用促進計画(実施)書、再生資源利用計画(実施)書及び確認結果票は、5年間保存すること。
- (3) 対象建設工事においては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)と照合して、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを確認したときは、速やかに「再資源化等報告書」を発注者に提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存すること。
- (4) 次項Ⅲ.に基づき建設副産物情報交換システムに工事情報を登録した場合は、上記(3)の建設リサイクル法に基づく再資源化等報告書は監督員に提出されたものとみなす。

上記(1)から(4)の書類は、完成検査時の確認事項とするので、契約工期内に提出等すること。

## (参 考)

- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)(令和7年6月1日改正)(建設リサイクル法)
- 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針(平成13年1月17日 農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号)
- 神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針(平成14年5月28日 神奈川県告示第366号)
- 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)(令和5年4月1日改正)(ラージリサイクル法)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(令和7年6月1日改正)(廃棄物処理法)
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)(令和3年9月1日改正)(グリーン購入法)
- 建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月30日改正)

### III. 建設副産物実態調査に関する事項

現場から発生する建設副産物についての発生量および再生資源利用量の実態把握について定める。

- 1 元請業者は、建設資材利用量の大小や有無及び建設副産物発生量・搬出量の大小や有無にかかわらず、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上(税込)の工事は、次項の建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。

本調査の対象品目は、表1の通りである。

表1 調査対象品目

対象	調査対象品目	備考
搬入する建設資材	コンクリート	
	コンクリート及び鉄から成る建設資材	
	木材	
	アスファルト・コンクリート	
	土砂	
	砕石	
	塩化ビニル管・継手	
	石膏ボード	
	その他の建設資材	
搬出する建設副産物	コンクリート塊	
	建設発生木材A(柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの)	建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端材木くず等が該当する。
	アスファルト・コンクリート塊	
	その他がれき類	
	建設発生木材B(立木、除根材などが廃棄物となったもの)	建設発生木材等のうち、建設工事(工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。)に伴って副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。
	建設汚泥	
	混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物)	現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものとみなす。
	金属くず	
	廃塩化ビニル管・継手	
	廃プラスチック(廃塩化ビニル管・継手を除く)	
	廃石膏ボード	
	紙くず	
	アスベスト(飛散性)	
	その他の分別された廃棄物	
第一種～第四種建設発生土及び浚渫土(建設汚泥を除く)		

2 建設副産物実態調査のコブリス・プラスの作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。

- (1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ

<http://fkplus.jacic.or.jp/>

から建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)にログインする。

システムの操作方法については、「トップページ」内の「コブリス・プラスでできること(動画)」、「コブリス・プラスの使い方」ページ内の「民間企業の方へ」「■工事の受注者の方へ」(1)及び、「■受注者向け(動画)」を参照する。

- (2) 当初契約時点でのデータを入力する。データ入力の際、データチェック結果にて「確認が必要な事項」がある場合は、修正の要否を確認し、修正が完了したデータをコブリス・プラス上で監督員へ提出する。(監督員からコブリス・プラスで修正指示がある場合(提出状況欄が「問い合わせあり」の場合)は修正登録をする。)
- (3) 「再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書のダウンロード」から、当該様式(計画)を印刷し、監督員に提出する。
- (4) 工事完成時に実施書(最終データに修正)に書き換える。データチェック結果にて「確認が必要な事項」がある場合は、修正の要否を確認し、修正が完了したデータをコブリス・プラス上で監督員へ提出する。(監督員からコブリス・プラスで修正指示がある場合(提出状況欄が「問い合わせあり」の場合)は修正登録をする。)
- (5) 「再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書のダウンロード」から、当該様式(実施)を印刷し、監督員に提出する。
- (6) 工事検索画面から当該工事を検索し、「データ登録済み確認書」を印刷し、修正を要するエラーが出ていないことを確認の上、監督員に提出する。

### 3 データ入力上の留意点

- (1) 建設発生土の搬出がある場合は、「公共建設発生土処理に係る「指定処分A(UCR受入地)」特記仕様書」又は「公共建設発生土処理に係る「指定処分A(長坂受入地)」特記仕様書」を参照すること
- (2) チェック結果及び「データ登録済み確認書」のチェック結果で確認が必要な事項に下記の項目がある場合は修正する。

#### 11.レンジオーバー

(発生箇所: 工事概要)

請負金額の単位が「万円」であることを再確認し、桁間違いをしていないか確認のうえ、修正登録。

#### 20.現場内不整合

(発生箇所: 様式1土砂、様式2建設発生土)

「様式1の土砂(現場内利用量)」=「様式2の建設発生土(現場内利用量)」となるように修正登録。

(発生箇所: 様式1砕石、様式2コンクリート、アスファルト・コンクリート)

「様式1の砕石(現場内利用量)」=「様式2のコンクリート、アスファルト・コンクリート(現場内利用量)」となるように単位換算をした数値で修正登録。

#### 24.リサイクル率対象外

(発生箇所: 様式2コンクリート、様式2アスファルト・コンクリート)

原則として、搬出先は神奈川県県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場(再資源化工場)となるため修正登録。

(発生箇所: 様式2建設発生木材A、B)

原則として、搬出先は神奈川県県土整備局の指定事業者の指定施設(再資源化施設)となるため修正登録。

(発生箇所: 様式2建設発生土(第一種～第四種、浚渫土))

原則として、搬出先は神奈川県指定受入地となるため修正登録。

## 週休2日確保工事（現場閉所）に関する特記仕様書 （発注者指定型）

### 1 週休2日確保工事について

- ・本工事は、「週休2日確保工事实施要領（土木工事）」に基づき実施するものとする。
- ・本工事は、「現場閉所による確保工事（発注者指定型）」で実施する。
- ・実施要領や提出書類等は、下記のホームページを確認すること。

横須賀市ホームページ>総合案内>市政情報>契約・検査>各部局の工事積算情報

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5510/koujitousekisann.html>

### 2 確保工事实施の内容について

- ・受発注者は、工事着手前の施工計画書作成段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有することとする。
- ・受注者は、毎週、先週の実績と今週の計画工程を示した週間工程表を監督員へ提出する。
- ・受注者は、当月分の「現場閉所実績報告書」（別紙1）を、翌月の5日までに監督員へ提出する。
- ・受注者は、原則として、しゅん工届提出日の20日前までに、最終月の「現場閉所実績報告書」（別紙1）及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書」（別紙2）を作成し、監督員へ提出する。
- ・受注者は、公衆の見やすい場所に、確保工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

#### 記載内容の例

<p>週休2日制に取り組む工事</p> <p>この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。</p> <p>発注者：横須賀市役所</p> <p>受注者：〇〇〇建設㈱</p>
---

### 3 経費補正の実施について

- ・当初の設計金額において、「週休2日確保工事实施要領補正事項（土木工事）」（以下「補正事項」という。）（別添）により月単位の週休2日の経費補正を行う。

完全週休2日の現場閉所を達成した場合は、工事請負契約約款第22条の規定に基づき請負代金額を増額変更し、月単位の週休2日の現場閉所が達成できなかった場合は、工事請負契約約款第22条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。

#### 4 工事成績評定へ反映について

- ・完全週休2日を達成した場合には、「補足事項」(別添)により工事成績評定に反映する。

なお、月単位の週休2日が達成できなかった場合でも減点を行わないが、明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、「補足事項」(別添)により減点する。ただし、小規模工事成績表(簡易型)にて評定を行う場合には、工事成績評定への反映を行わない。

## 工事記録写真の電子納品に関する特記仕様書（土木工事）

### 1 目的

本工事は、「工事記録写真の電子納品試行工事（以下「試行工事」という。）」の対象工事である。

### 2 試行の要領について

本試行工事は、「工事記録写真の電子納品試行要領（土木工事）（以下「試行要領」という。）」に基づいて実施すること。

### 3 試行実施の選択について

本試行工事は、「受注者希望型」で実施するものである。

受注者は、電子納品について、同意または不同意を選択できるものとし、発注者と事前協議を行ったうえ、その結果を「協議チェックシート」（別紙1）に記載して発注者に提出するとともに、施工計画書に添付すること。

### 4 電子納品について

電子納品とは、本試行工事の工事記録写真について、「試行要領」で定められたファイル形式の電子データとして納品することをいう。

電子データは、原則として、写真管理専用ソフトウェアにより作成し、ビューワー<sup>※</sup>及び工事記録写真をPDF形式で出力したものと合わせて、電子媒体（CD-R または DVD-R）に格納して納品すること。

やむを得ない場合には、監督員と協議したうえ、写真管理専用ソフトウェアによらないファイル形式での提出方法を定めることができる。

※ビューワーは、写真管理専用ソフトウェアにより作成した電子データの場合に添付すること。

### 5 試行要領及び別紙様式等について

下記の横須賀市ホームページを確認すること。

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5510/koujitousekisann.html>

## 情報共有システム（ASP方式）の活用に関する特記仕様書（土木工事）

### 1 目的

本工事は、「情報共有システム(ASP方式)の活用に関する試行工事（以下「試行工事」という。）」の対象工事である。

一般のサービス提供会社（ASP）が提供するweb上のシステムを利用して、試行的に情報共有システムの導入に取り組むことにより、同サービスへの理解・習熟を促すことを目的とする。

※ASP：アプリケーション・サービス・プロバイダの略で、インターネット上で稼働するアプリケーションを提供するサービス提供事業者のことをいう。

### 2 試行の要領について

本試行工事は、「情報共有システム試行要領（土木工事）（以下「試行要領」という。）」に基づいて実施すること。

### 3 試行実施の選択について

本試行工事は、「受注者希望型」で実施するものである。

受注者は、情報共有システムの利用について、同意または不同意を選択できるものとし、「情報共有システム利用の同意（不同意）届」（別紙1）を発注者に提出するとともに、施工計画書に添付すること。

### 4 試行内容について

#### （1）試行要領及びASP情報

試行要領及びASPに関する情報は、以下のホームページから入手すること。

＜試行要領の入手先＞

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5510/koujitousekisann.html>

＜ASP情報の入手先＞

[https://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu\\_taiou/](https://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/)

#### （2）利用するASPの選定と利用者登録

受注者は、市の書類様式及び機能要件等に対応可能なASPサービス【前記4.（1）参照】の中から、利用するサービスを選定、契約し、発注者（監督員等）を含めた利用者登録を行い、サービス利用に関する必要事項（ASP名、ID、パスワード等）を監督員に報告すること。

なお、情報共有システムの利用に係る経費（登録料及び利用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれている。

#### （3）情報共有の実施

受発注者は、試行要領に基づき、工事情報の共有を図ること。

## 熱中症対策に資する現場管理費補正に関する特記仕様書

### 1 適用

本仕様書は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行にあたり、必要な事項について定めるものとする。

### 2 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をさす。ただし、現場完成日が工期末日の20日前を超える場合は、工期末日の20日前までとする。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

### 3 真夏日の算出

受注者は、指定の様式を用いて真夏日にあたる日数を算出し、その算出結果を監督員へ報告するものとする。

### 4 現場管理費の補正

本補正は、受注者が経費補正を希望した場合に適用する。

現場管理費の補正は、指定の様式を用いて真夏日率及び熱中症対策の補正値を算出し、現場管理费率に加算する。なお、補正は変更契約において行う。

### 5 実施報告

受注者は、しゅん工届提出日の20日前までに、以下の報告書を監督員に提出するものとする。

- ①真夏日 計測結果（様式1）
- ②熱中症対策実施報告書（様式2）
- ③真夏日率等算定表（様式3）

### 6 様式ほか資料

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行に係る報告様式、要領およびQ&Aは、横須賀市ホームページ>市政情報>契約・検査>各部局の工事積算情報 で確認すること。

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5510/koujitousekisann.html>

## 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な取得等)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正な管理)

第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

4 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示または承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出してはならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第5章（行政機関等の義務等）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報に関する秘密の保持)

第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

(資料等の返還、引き渡し若しくは消去)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第9条 乙は、外部サービス（クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワークワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。）であって、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意することで利用可能となり、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの（以下「約款等による外部サービス」という。）を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 外部サービスの名称
- (2) 外部サービスの提供者
- (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
- (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
- (5) 外部サービスの利用の期間
- (6) 外部サービスの利用が必要な理由
- (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の

求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告等)

第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙（再受託者を含む。）に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は乙（再受託者を含む。）の事務所に立ち入ることができる。

2 乙（再受託者を含む。）は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第12条 乙（再受託者を含む。）は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙（再受託者を含む。）は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙（再受託者を含む。）が本特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第14条 乙（再受託者を含む。）は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲の求めに応じてその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

# 施工条件明示事項

工事名 7工区佐野第1排水区合流管更生工事

1. 当該工事の施工条件明示事項欄の、下記表□内黒塗り部分が作業に当って、特に制約を受けることになるので明示する。  
又、明示されていない事項で請負者が、施工条件に該当すると思われる場合には、その都度監督員と協議すること。
2. 明示事項内容及び参考欄の内、参考と記載している箇所は見積り参考数値で、作業制約条件ではない。

明示項目	明 示 事 項	明示事項内容及び参考																													
<b>■</b> 工程関係	<input type="checkbox"/> 他の工事の開始又は完了の時期による影響																														
	<input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限 (準備工期の設定等)																														
	<input type="checkbox"/> 関係機関等との協議の未成立																														
	<input checked="" type="checkbox"/> 関係機関等との協議条件による影響	1) 交通管理者協議により、作業時間の制約があった場合は厳守すること。 この事について当初昼間施工であったものが夜間施工となる場合がある。																													
	<input type="checkbox"/> 地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査及び移設期間																														
	<input type="checkbox"/> 設計上、見込んでいる休日日数等以外の作業不能日数																														
<input type="checkbox"/> 用地関係	<input type="checkbox"/> 工事用地等の未処理部分																														
	<input type="checkbox"/> 工事用仮設道路・資機材置き場の民有地等の借地																														
	<input type="checkbox"/> 発注者が借り上げた土地の使用																														
	<input type="checkbox"/> 工事用地等の使用終了後における復旧内容																														
<b>■</b> (公害・排水等) 周辺環境関係	<input checked="" type="checkbox"/> 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)対策	1) 設計図書に示すとおり、排ガス対策型機械等を使用すること。																													
	<input type="checkbox"/> 水替え・流入防止施設																														
	<input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の処理対策																														
	<input type="checkbox"/> 事業損失防止関係																														
<b>■</b> 安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定	1) 現場調査を実施し、安全施設計画図を監督員に提出すること。 2) 関係機関との協議により安全施設図に変更が生じた場合、監督員と別途協議する。																													
	<input type="checkbox"/> 近接工事での施工方法、作業時間等の制限																														
	<input type="checkbox"/> 落石、土砂崩落等に対する防護施設																														
	<input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置	1) 交通誘導警備員 地元又は道路管理者等との調整により、配置体制に変更が生じた場合には、監督員と協議する。 ① 主な工種の配置体制																													
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="2">配置人員(名/日)</th> <th colspan="2">交替要員(名/日)</th> <th colspan="2">合計(名/日)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>A</th> <th>B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>更生工</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>3</td> <td>市道・昼間</td> </tr> <tr> <td colspan="8">A:交通誘導警備員A B:交通誘導警備員B</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 交通誘導警備員の資格 交通誘導警備員全て警備業法による警備員を配置すること。</p>	工 種	配置人員(名/日)		交替要員(名/日)		合計(名/日)		備考	A	B	A	B	A	B	更生工		2		1		3	市道・昼間	A:交通誘導警備員A B:交通誘導警備員B						
工 種	配置人員(名/日)			交替要員(名/日)		合計(名/日)		備考																							
	A	B	A	B	A	B																									
更生工		2		1		3	市道・昼間																								
A:交通誘導警備員A B:交通誘導警備員B																															
<input checked="" type="checkbox"/> 有毒ガス及び酸素欠乏等の換気設備等対策	1) 工事施工に関し有機溶剤等を使用する場合は現場作業者、並びに近隣への影響を考慮し対策を施すこと。 2) 既設マンホール内での作業の際は、十分に換気を行うこと。 3) 酸素濃度、硫化水素濃度を測定し安全を確認すること。 4) 本業務履行については、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有すること。																														

明示項目	明 示 事 項	明示事項内容及び参考
■ 工道 事路 用 関 係	<input type="checkbox"/> 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等の制限	
	<input type="checkbox"/> 搬入路の使用後及び使用後の処置	
	<input type="checkbox"/> 仮設道路の設置	
	■ 一般道路の占有	1) 管理者の許可を確認後に着手すること。
<input type="checkbox"/> 仮 設 備 関 係	<input type="checkbox"/> 仮設物(仮土留、足場等)の他工事への転用若しくは兼用	
	<input type="checkbox"/> 仮設備の構造及び施工方法の指定	
	<input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件の指定	
■ 建 設 副 産 物 関 係	<input type="checkbox"/> 残土の受け入れ及び仮置き場所までの距離、時間等の処分条件	
	<input type="checkbox"/> 建設副産物の現場内での再利用及び減量化	
	■ 建設副産物及び建設廃棄物の処理	1) 設計図書のとおりとし、受入条件については受入先条件による。 なお、更生管残材等は処分先の受入書等の写しを監督員に提出すること。
<input type="checkbox"/> 薬 液 注 入 関 注 係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法の施工	
	<input type="checkbox"/> 周辺環境への調査	
<input type="checkbox"/> 工 事 物 支 障 等	<input type="checkbox"/> 占有物件の有無及び占有物件等による工事支障物の存在	
	<input type="checkbox"/> 地上、地下等の占有物件工事との重複施工	
■ そ の 他	<input type="checkbox"/> 工事用資機材の保管及び仮置き	
	■ 工事現場発生品	1) 設計図書に基づき、適切な処理を行うこと。
	<input type="checkbox"/> 支給材料及び貸与品	
	<input type="checkbox"/> 関係機関・自治体等との近接工事協議に係る条件等	
	<input type="checkbox"/> 架設工法の指定	
	<input type="checkbox"/> 工事用水、電力等の指定	
	<input type="checkbox"/> 新技術・新工法・特許工法の指定	
	<input type="checkbox"/> 部分使用	
	<input type="checkbox"/> 給水の必要	
■ 更生管の耐震性能について	1) 特記仕様書(本管更生)第2節2.11の記載について、「その他の管路」として評価すること。	

## 積算諸条件調書に係る追加事項

### 1 単価表コードについて

本設計積算書内の単価表コードは、神奈川県土木工事標準積算基準書の施工単価入力基準表のコードに適用しています。

なお、下水道用設計標準歩掛表を適用する場合の単価表コードは(DKG……、DKK……)となります。

### 2 市場単価及び標準単価の端数処理について

市場単価及び標準単価方式による単価表の加算・補正後の金額は円止めとする。

なお、単価補正が行われた場合の単価は、小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)まで計算し、数量×単価=金額を算出している。

### ~~3 土砂検定費等について~~

~~土砂検定費(溶出28項目)、土砂検定費(含有9項目)及び六価クロム溶出試験の単価には、諸経費、技術料及び報告書作成の一切の費用を含むため、その他の間接費の対象とならない。~~

### 4 共通仮設費の対象外となる桁等購入費について

桁等購入費            ~~あり~~            なし

### ~~5 共通仮設費(積上分)の借地料は、発生主及び改良主の仮置きを行うことを想定して計上している。~~

### 6 施工パッケージ型積算のタイヤ損耗費及び補修費への対応について

ダンプトラックの東京単価は、タイヤ損耗費及び補修費を含んだ金額が設定されているため、積算単価も建設機械等損料表の損料金額にタイヤ損耗費及び補修費を加算した金額を計上している。

### ~~7 【改築】取付管布設および支管取付工については、補正值のほか割増率も乗じて計上している。~~




令和 08 年度 設 計 積 算 書 表 紙 ( 当 初 )

設 計 書 番 号	年度 08	
事 業 所 名	横須賀市上下水道局	
( 工 事 ・ 業 務 ) 名	7 工区佐野第 1 排水区合流管更生工事	
( 工 事 ・ 業 務 ) 箇 所	横須賀市佐野町 5 丁目地内ほか	
( 河 川 ・ 路 線 ・ 区 域 ) 名		
単 価 採 用 地 区 名	横須賀	
事 業 区 分	補単合併	
工 期	150 日間	
設 計 金 額	( 円 )	
	円	
設 計 概 要	(補助) 管渠更生工 (◎800~1000) L=147m マンホール接続部耐震化工 6箇所 (単独) 取付管突出処理工 1箇所 止水工 18m	
( 起 工 ・ 変 更 ) 理 由		

令和 08 年度 設 計 積 算 書 表 紙 ( 当 初 )

<支出科目>

款	04 資本的支出
項	01 建設改良費
目	20 管渠建設事業費
節	02 管渠建設費
細節	26 工事請負費

<合併区分情報>

合併処理設定	する	
	区 分 1	補助
	区 分 2	単独
	区 分 3	
	区 分 4	
	区 分 5	
	区 分 6	
	区 分 7	
	区 分 8	
	区 分 9	

<全体金額情報>

	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額	増減 (d)-(b1) or (b2)	備 考
		前回変更請負額(b2)		(d)=(b1)/(a)×(c)		
本工事費						
工事価格						
消費税等相当額						

令和 08 年度 設 計 積 算 書 表 紙 ( 当 初 )

<合併金額情報>

補助

	当初官積算額	当初請負額または 前回変更請負額(a)	今回変更請負額 (b)	増 減 (b)-(a)	備 考
設計金額					
工事価格					
消費税等相当額					
単独					
	当初官積算額	当初請負額または 前回変更請負額(a)	今回変更請負額 (b)	増 減 (b)-(a)	備 考
設計金額					
工事価格					
消費税等相当額					

令和 08 年度 積算諸条件調書 ( 当初 )

経費等情報	主たる工種	下水道工事 (4)		
	施工地域・工事場所区分	一般交通影響有(2)		
	現場環境改善費計上区分	計上しない		
	緊急工事による補正	補正しない		
	前払金支出割合	35%を超える場合		
	契約保証の方法	金銭的保証		
	間接工事費率補正 (上記「施工地域・工事場所区分」、「契約保証」以外で補正がある場合)			
	共通仮設費率補正	0.00%		
	現場管理費率補正	0.00%		
	一般管理費率補正	0.00%		
	間接労務費・工場管理費計上区分			
	土木工事標準積算基準書 適用年版	令和07年7月1日適用		
	土木工事資材等単価表 適用年版	令和08年5月1日基準		
	週休割増補正区分	月単位<現場閉所>		
	ICT施工補正区分	補正しない		
積算数量等情報	名称	採用数量	単位	備考
	交通誘導警備員B (補助)	132	人日	
	交通誘導警備員B (単独)	9	人日	

(その他情報欄)

# 本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本工事費							
管路工			1	式			
管きよ更生工既設管径800mm			1	式			
管きよ内面被覆工 (製管工法)			1	式			第 0001 号 内訳書
換気工			1	式			第 0002 号 内訳書
管口耐震化工 ◎800mm			1	式			第 0003 号 内訳書
管きよ更生工既設管径1000mm			1	式			
管きよ内面被覆工 (製管工法)			1	式			第 0004 号 内訳書
換気工			1	式			第 0005 号 内訳書
管口耐震化工 ◎1000mm			1	式			第 0006 号 内訳書
仮設工			1	式			
交通管理工			1	式			第 0007 号 内訳書
交通管理工			1	式			第 0008 号 内訳書

# 本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
直接工事費計							
			1	式			
共通仮設費計							
			1	式			
準備費							
			1	式			第 0915 号 内訳書
共通仮設費 (率分)							
			1	式			【千円止】
純工事費							
			1	式			
現場管理費							
			1	式			【千円止】
工事原価							
			1	式			
一般管理費等							
			1	式			
工事価格							
			1	式			【万円止】
消費税及び地方消費税相当額							
			1	式			10.00%
本工事費計							
			1	式			

[補助]

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本工事費							
管路工			1	式			
管きよ更生工既設管径800mm			1	式			
管きよ内面被覆工 (製管工法)			1	式			第 0001 号 内訳書
換気工			1	式			第 0002 号 内訳書
管口耐震化工 ◎800mm			1	式			第 0003 号 内訳書
管きよ更生工既設管径1000mm			1	式			
管きよ内面被覆工 (製管工法)			1	式			第 0004 号 内訳書
換気工			1	式			第 0005 号 内訳書
管口耐震化工 ◎1000mm			1	式			第 0006 号 内訳書
仮設工			1	式			
交通管理工			1	式			第 0007 号 内訳書
直接工事費計			1	式			

[補助]

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
共通仮設費計			1	式			
準備費			1	式			第 0915 号 内訳書
共通仮設費 (率分)			1	式			
純工事費			1	式			
現場管理費			1	式			
工事原価			1	式			
一般管理費等			1	式			
工事価格			1	式			
消費税及び地方消費税相当額			1	式			
本工事費計			1	式			

[单独]

## 本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本工事費							
管路工							
			1	式			
仮設工							
			1	式			
交通管理工							
			1	式			第 0008 号 内訳書
直接工事費計							
			1	式			
共通仮設費計							
			1	式			
準備費							
			1	式			第 0915 号 内訳書
共通仮設費 (率分)							
			1	式			
純工事費							
			1	式			
現場管理費							
			1	式			
工事原価							
			1	式			
一般管理費等							
			1	式			
工事価格							
			1	式			



第0001号 内訳書  
管きょ内面被覆工（製管工法）

1 式

（上段：前回 下段：今回）

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	
(AMA0010) 更生材料	1	式			第0001号下内	合1
(AMA0020) 製管	1	式			第0002号下内	合1
(AMA0030) 裏込め	1	式			第0003号下内	合1
(AMA0040) 仕上	1	式			第0004号下内	合1
合 計						

第0002号 内訳書  
換気工

1 式

（上段：前回 下段：今回）

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	
(AMA0050) 換気設備	1	式			第0005号下内	合1
合 計						

第0003号 内訳書  
管口耐震化工 ◎800mm

1 式

（上段：前回 下段：今回）

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	
(AMA0110) 管口耐震化工	1	式			第0006号下内	合1
合 計						

第0004号 内訳書  
管きょ内面被覆工（製管工法）

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	
(AMA0060) 更生材料	1	式			第0007号下内	合1
(AMA0070) 製管	1	式			第0008号下内	合1
(AMA0080) 裏込め	1	式			第0009号下内	合1
(AMA0090) 仕上	1	式			第0010号下内	合1
合 計						

第0005号 内訳書  
換気工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	
(AMA0100) 換気設備	1	式			第0011号下内	合1
合 計						

第0006号 内訳書  
管口耐震化工 ◎1000mm

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	
(AMA0210) 管口耐震化工	1	式			第0012号下内	合1
合 計						

第0007号 内訳書  
交通管理工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0190) 交通誘導警備員（補助）	1	式			第0013号下内
合 計					

合1

第0008号 内訳書  
交通管理工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0200) 交通誘導警備員（単独）	1	式			第0014号下内
合 計					

合2

第0915号 内訳書  
準備費

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	
(AMA0120) 管きよ内洗浄工	1	式			第0015号下内	合1
(AMA0130) 目視調査工	1	式			第0016号下内	合1
(AMA0140) 事前調査	1	式			第0017号下内	合1
(AMA0150) 換気設備	1	式			第0018号下内	合1
(AMA0160) 止水工	1	式			第0019号下内	合2
(AMA0170) 取付管突出処理工	1	式			第0020号下内	合2
(AMA0180) 換気設備	1	式			第0021号下内	合2
合 計						

[補助]

第0001号 内訳書  
管きょ内面被覆工（製管工法）

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0010) 更生材料	1	式			第0001号下内
(AMA0020) 製管	1	式			第0002号下内
(AMA0030) 裏込め	1	式			第0003号下内
(AMA0040) 仕上	1	式			第0004号下内
合 計					

第0002号 内訳書  
換気工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0050) 換気設備	1	式			第0005号下内
合 計					

第0003号 内訳書  
管口耐震化工 ◎800mm

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0110) 管口耐震化工	1	式			第0006号下内
合 計					

[補助]

第0004号 内訳書  
管きょ内面被覆工（製管工法）

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0060) 更生材料	1	式			第0007号下内
(AMA0070) 製管	1	式			第0008号下内
(AMA0080) 裏込め	1	式			第0009号下内
(AMA0090) 仕上	1	式			第0010号下内
合 計					

第0005号 内訳書  
換気工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0100) 換気設備	1	式			第0011号下内
合 計					

第0006号 内訳書  
管口耐震化工 ◎1000mm

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0210) 管口耐震化工	1	式			第0012号下内
合 計					

[補助]

第0007号 内訳書  
交通管理工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0190) 交通誘導警備員 (補助)	1	式			第0013号下内
合 計					

第0915号 内訳書  
準備費

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0120) 管きょ内洗浄工	1	式			第0015号下内
(AMA0130) 目視調査工	1	式			第0016号下内
(AMA0140) 事前調査	1	式			第0017号下内
(AMA0150) 換気設備	1	式			第0018号下内
合 計					

[单独]

第0008号 内訳書  
交通管理工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0200) 交通誘導警備員 (单独)	1	式			第0014号下内
合 計					

第0915号 内訳書  
準備費

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0160) 止水工	1	式			第0019号下内
(AMA0170) 取付管突出処理工	1	式			第0020号下内
(AMA0180) 換気設備	1	式			第0021号下内
合 計					

第0001号 下位内訳書  
 AMA0010 更生材料  
 ◎800 複合管

1 式 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0010) 更生材料費 ◎800 複合管 表面部材等 68468路線	54	m			
(TJ0040) 更生材料費 ◎800 複合管 表面部材等 18461路線	24	m			
合 計					
	1	式			円/式

第0002号 下位内訳書  
 AMA0020 製管  
 ◎800 複合管

1 式 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0020) 更生施工費 ◎800 複合管 製管・仮設備・機械器具損料等 68468路線	54	m			
(TJ0050) 更生施工費 ◎800 複合管 製管・仮設備・機械器具損料 18461路線	24	m			
合 計					
	1	式			円/式

第0003号 下位内訳書  
 AMA0030 裏込め  
 ◎800 複合管

1 式 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0030) 充填工 ◎800 複合管 材工共 68468路線	54	m			
(TJ0060) 充填工 ◎800 複合管 材工共 18461路線	24	m			
合 計					
	1	式			円/式

第0004号 下位内訳書  
 AMA0040 仕上  
 ◎800 複合管

1 式 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0070) 取付管穿孔仕上工	15	箇所			
(TJ0070) 取付管穿孔仕上工	6	箇所			
合 計					
	1	式			円/式

第0005号 下位内訳書  
 AMA0050 換気設備  
 ◎800 複合管

1 式 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0010) 換気設備工 ◎800	1	式			第0001号単価表
(SJ0020) 換気設備工 ◎800	1	式			第0004号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第0006号 下位内訳書  
 AMA0110 管口耐震化工  
 ◎800 複合管

1 式 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0110) 管口耐震化工 (誘導目地設置) ◎800 複合管 材工共	4	箇所			
合 計					
	1	式			円/式

第0007号 下位内訳書  
 AMA0060 更生材料  
 ◎1000 複合管

1 式 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0080) 更生材料費 ◎1000 複合管 表面部材等 20296路線	69	m			
合 計					
	1	式			円/式

第0008号 下位内訳書

AMA0070

製管  
◎1000 複合管

1 式 当り

適用年版 T0805

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0090) 更生施工費 ◎1000 複合管 製管・仮設備・機械器具損料等 20296路線	69	m			
合 計					
	1	式			円/式

第0009号 下位内訳書

AMA0080

裏込め  
◎1000 複合管

1 式 当り

適用年版 T0805

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0100) 充填工 ◎1000 複合管 材工共 20296路線	69	m			
合 計					
	1	式			円/式

第0010号 下位内訳書

AMA0090

仕上  
◎1000 複合管

1 式 当り

適用年版 T0805

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0070) 取付管穿孔仕上工	27	箇所			
合 計					
	1	式			円/式

第0011号 下位内訳書  
 AMA0100 換気設備  
 ◎1000 複合管

1 式 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0030) 換気設備工 ◎1000	1	式			第0005号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第0012号 下位内訳書  
 AMA0210 管口耐震化工  
 ◎1000 複合管

1 式 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0120) 管口耐震化工 (誘導目地設置) ◎1000 複合管 材工共	2	箇所			
合 計					
	1	式			円/式

第0013号 下位内訳書  
 AMA0190 交通誘導警備員 (補助)

1 式 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(WB010212) 交通誘導警備員B		人日			第0006号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第0014号 下位内訳書  
AMA0200 交通誘導警備員 (単独)

1 式 当り  
適用年版 T0805  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(WB010212) 交通誘導警備員B		人日			第0006号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第0015号 下位内訳書  
AMA0120 管きよ内洗浄工

1 式 当り  
適用年版 T0805  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0040) 管きよ内洗浄工 ◎800	1	式			第0007号単価表
(SJ0050) 管きよ内洗浄工 ◎1000	1	式			第0008号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第0016号 下位内訳書  
AMA0130 目視調査工

1 式 当り  
適用年版 T0805  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0060) 目視調査工 内径800mm以上内径1500mm未満	151	m			第0009号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第0017号 下位内訳書  
 AMA0140 事前調査  
 管口耐震化

1 式 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0070) 事前調査工	1	式			第0011号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第0018号 下位内訳書  
 AMA0150 換気設備  
 準備工

1 式 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0080) 換気設備工 準備工	1	式			第0012号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第0019号 下位内訳書  
 AMA0160 止水工

1 式 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0110) Vカット工 内径800mm以上内径1350mm未満	18	m			第0013号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第0020号 下位内訳書  
 AMA0170 取付管突出処理工

1 式 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0120) 取付管突出処理工 内径800mm以上内径1500mm未満	1	箇所			第0015号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第0021号 下位内訳書  
 AMA0180 換気設備

1 式 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0100) 換気設備工 前処理工	1	式			第0016号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第0001号 単価表  
 SJ0010 換気設備工  
 ◎800

1 式 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DKG08365) 換気設備工	13	日			第0002号単価表
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第0002号 単価表  
 DKG08365 換気設備工

1 日 当り  
 適用年版 T0805

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(MKG0030210) -00002 送風機損料 軸流式50/60m3/min		日	【損料】		[1]
(WB020060) 発動発電機運転		日			第0003号単価表 [1]
(ZS8000004) 諸雑費(率+まるめ) $\Sigma [1] * 0.12$	1	式			
合 計					
	1	日			円/日

第0003号 単価表  
WB020060 発動発電機運転

1 日 当り  
適用年版 T0805

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(L001110008) 発動発電機[ディーゼルエンジン駆動] 25kVA		日	【賃料】		[1]
(Z006702002) 軽油		L			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ [1]	1	式			
合 計					
	1	日			円/日
条 件 名 称		入 力 値		条 件 値	
J01 発動発電機機種・規格		6		ディーゼルエンジン駆動 25kVA	
J02 賃料数量(実数入力)		1.2		1.2 日	
J03 運転日当り燃料消費量(実数入力)		15		15 L/日	

第0004号 単価表  
SJ0020 換気設備工  
◎800

1 式 当り  
適用年版 T0805  
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DKG08365) 換気設備工	8	日			第0002号単価表
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第0005号 単価表  
 SJ0030 換気設備工  
 ◎1000

1 式 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DKG08365) 換気設備工	20	日			第0002号単価表
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第0006号 単価表  
 WB010212 交通誘導警備員B

1 人日 当り  
 適用年版 T0805

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0804) 交通誘導警備員B		人			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ [1]	1	式			
合 計					
	1	人日			円/人日

第0007号 単価表  
 SJ0040 管きよ内洗浄工  
 ◎800

1 式 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0150) 管きよ内洗浄工 ◎800 複合管 高压洗浄車 68468路線	55	m			
(TJ0160) 管きよ内洗浄工 ◎800 複合管 高压洗浄車 18461路線	25	m			
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第0008号 単価表  
 SJ0050 管きよ内洗浄工  
 ◎1000

1 式 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0170) 管きよ内洗浄工 ◎1000 複合管 高压洗浄車 20296路線	70	m			
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第0009号 単価表  
 SJ0060 目視調査工  
 内径800mm以上内径1500mm未満

500 m 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0190) 管路調査技師 月閉 暫定適用職種：測量技師	1	人			
(TJ0200) 管路調査助手 月閉 暫定適用職種：測量技師補	1	人			
(TJ0210) 管路調査作業員 月閉 暫定適用職種：普通作業員	3	人			
(SJ0090) ライトバン運転工 56kw 1.5L	1	日			第0010号単価表
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	m			整数止め切捨て 円/m

第0010号 単価表  
 SJ0090 ライトバン運転工  
 56kw 150cc

1 日 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(Z006704001) ガソリン レギュラー	7.8	L			
(TJ0180) ライトバン損料 56kw 1.5L	1	日			
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	日			整数止め切捨て 円/日

第0011号 単価表  
 SJ0070 事前調査工

1 式 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0140) 管口耐震化工 事前調査	1	日			
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第0012号 単価表  
 SJ0080 換気設備工  
 準備工

1 式 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DKG08365) 換気設備工	3	日			第0002号単価表
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第0013号 単価表  
 SJ0110 Vカット工  
 内径800mm以上内径1350mm未満

14 m 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0220) 止水材 止水セメント	73.22	k g			[1]
(TJ0230) 補修技師 月閉 暫定適用職種：トンネル世話役	1	人			
(R0101) 特殊作業員	4	人			
(R0102) 普通作業員	1	人			
(SJ0130) トラック運転工 2 t 積 110kw	1	日			第0014号単価表
(ZS8000004) 諸雑費(率+まるめ) $\Sigma [1] * 0.1$	1	式			
合 計					
	1	m			整数止め切捨て 円/m

第0014号 単価表  
 SJ0130 トラック運転工  
 2 t 積 110kw

1 日 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(Z006702002) 軽油	14	L			
(TJ0240) トラック損料 2 t 積 110kw	6	時間			
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	日			整数止め切捨て 円/日

第0015号 単価表  
 SJ0120 取付管突出処理工  
 内径800mm以上内径1500mm未満

10 箇所 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0125) 土木一般世話役	1	人			[1]
(R0119) ﾄﾝﾈ特殊工	1	人			[1]
(R0120) ﾄﾝﾈ作業員	2	人			[1]
(ZS8000004) 諸雑費(率+まるめ) $\Sigma [1] * 0.2$	1	式			
合 計					
	1	箇所			整数止め切捨て 円/箇所

第0016号 単価表  
 SJ0100 換気設備工  
 前処理工

1 式 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DKG08365) 換気設備工	3	日			第0002号単価表
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

登 録 単 価 一 覧 表

単価コード	名 称	単 位	適用年版	単 価	資源区分	管理費区分	摘 要
MKG0030210 -00002	送風機損料 軸流式50/60m <sup>3</sup> /min	日	T0805	162	機械器具 損料	全間接費対 象	局独自
TJ0010	更生材料費 ◎800 複合管 表面部材等 68468路線	m	T0805	71,400	資材単価	全間接費対 象	局独自
TJ0020	更生施工費 ◎800 複合管 製管・仮設備・機械器具損料等 68 468路線	m	T0805	23,190	その他施 工単価等	全間接費対 象	局独自
TJ0030	充填工 ◎800 複合管 材工共 68468路線	m	T0805	37,720	その他施 工単価等	全間接費対 象	局独自
TJ0040	更生材料費 ◎800 複合管 表面部材等 18461路線	m	T0805	73,090	資材単価	全間接費対 象	局独自
TJ0050	更生施工費 ◎800 複合管 製管・仮設備・機械器具損料 1846 1路線	m	T0805	32,930	労務費	全間接費対 象	局独自
TJ0060	充填工 ◎800 複合管 材工共 18461路線	m	T0805	38,190	その他施 工単価等	全間接費対 象	局独自
TJ0070	取付管穿孔仕上工	箇所	T0805	59,820	その他施 工単価等	全間接費対 象	局独自
TJ0080	更生材料費 ◎1000 複合管 表面部材等 20296路線	m	T0805	118,800	資材単価	全間接費対 象	局独自
TJ0090	更生施工費 ◎1000 複合管 製管・仮設備・機械器具損料等 20 296路線	m	T0805	31,860	その他施 工単価等	全間接費対 象	局独自
TJ0100	充填工 ◎1000 複合管 材工共 20296路線	m	T0805	52,540	その他施 工単価等	全間接費対 象	局独自
TJ0110	管口耐震化工（誘導目地設置） ◎800 複合管 材工共	箇所	T0805	624,100	その他施 工単価等	全間接費対 象	局独自
TJ0120	管口耐震化工（誘導目地設置） ◎1000 複合管 材工共	箇所	T0805	733,700	その他施 工単価等	全間接費対 象	局独自
TJ0140	管口耐震化工 事前調査	日	T0805	206,400	その他施 工単価等	全間接費対 象	局独自
TJ0150	管きよ内洗浄工 ◎800 複合管 高圧洗浄車 68468路線	m	T0805	2,470	その他施 工単価等	全間接費対 象	局独自

登 録 単 価 一 覧 表

単価コード	名 称	単 位	適用年版	単 価	資源区分	管理費区分	摘 要
TJ0160	管きよ内洗浄工 ◎800 複合管 高压洗浄車 18461路線	m	T0805	2,830	その他施 工単価等	全間接費対 象	局独自
TJ0170	管きよ内洗浄工 ◎1000 複合管 高压洗浄車 20296路線	m	T0805	2,510	その他施 工単価等	全間接費対 象	局独自
TJ0180	ライトバン損料 56kw 1.5L	日	T0805	2,150	機械器具 損料	全間接費対 象	局独自
TJ0190	管路調査技師 月閉 暫定適用職種：測量技師	人	T0805	53,750	労務費	全間接費対 象	局独自
TJ0200	管路調査助手 月閉 暫定適用職種：測量技師補	人	T0805	42,120	労務費	全間接費対 象	局独自
TJ0210	管路調査作業員 月閉 暫定適用職種：普通作業員	人	T0805	27,330	労務費	全間接費対 象	局独自
TJ0220	止水材 止水セメント	k g	T0805	525	資材単価	全間接費対 象	局独自
TJ0230	補修技師 月閉 暫定適用職種：トンネル世話役	人	T0805	43,550	労務費	全間接費対 象	局独自
TJ0240	トラック損料 2 t 積 110kw	時間	T0805	1,110	機械器具 損料	全間接費対 象	局独自